

自由民主党沖縄県支部連合会 「Okinawa 政治大学校 一夢・志道場一」 学則

第 1 章 ≪総則≫

第 1 条 名称

「Okinawa 政治大学校 一夢・志道場一」（以下、本校 という）と称する。

第 2 条 所在地

本校を、沖縄県那覇市久茂地 3 丁目 11 番 13 号「自由民主党沖縄県支部連合会」（以下、県連 という）内に置く。

第 3 条 学則の変更

学則は、県連役員会によって定められる。

第 4 条 適用範囲

この学則は、受講生及び修了生並びに本校に在籍した経験を持つ者すべてに適用される。

第 5 条 講座及び定員

本校は、1 講座を置き、定員を 40 名程度とする。

第 2 章 ≪組織及び運営≫

第 6 条 運営

本校に、学長及び事務職員を置く。

- ①学長は、本校の責任者として県連会長が務めることとし、校務を掌る。
- ②必要な場合は、役員会の了承を得て新たな役職を設けることができる。
- ③事務職員は、県連職員が担当する。

第 7 条 開校及び閉校

本校の開校及び閉校の時期については、役員会の承認を得て決定する。

第 3 章 ≪入学≫

第 8 条 入学

入学の時期は、開校式に準ずる。ただし、学長の許可を得れば、途中入学することもできる。

第 9 条 出願選考

本学に入学を希望する者は、所定の申込書に必要事項を記載のうえ申込み、書類選考を受けるものとする。

第 10 条 入学資格

本学の入学資格は、次のとおりとする。

- ① 自由民主党以外の政党の党籍を有しない満18歳以上の方。
- ② 政治に興味・関心がある意欲的な方。

第 11 条 提出書類

提出された書類、それらに付随するものについては、如何なる理由があっても返還しない。

第 12 条 学費及び受講料

学費には、既定の受講料の他、教材や資料費用などを含むものとする。

- ① 納付された受講料について、如何なる理由があっても返還しない。
- ② その他、課外活動等の際には、諸経費を徴収する場合がある。

第 13 条 入学手続き及び入学許可

第 9 条の手続きを終え、合格の通知を受けた者は、指定の期日までに受講料を納入した後に、学長が入学を許可する。

第 4 章 《卒業・修了》

第 14 条 卒業及び修了

全 6 回の講座のうち、学長が認める回数出席し、受講した者に対し、学長が卒業又は修了を許可し、証書を授与する。

第 15 条 修業年限

本校の修業年限は 1 期を原則とする。ただし、在学年数の上限は、特に定めない。

第 16 条 退学

やむを得ない理由により退学しようとする者は、その理由を記載した退学願いを提出し、学長の許可を得なければならない。

第 5 章 《賞罰及び罰則》

第 17 条 表彰

表彰に関しては、学長が決定する。

第 18 条 懲戒・除籍

学長は、次の各号に該当する者を懲戒または除籍することができる。

- ① 入学申込み内容に虚偽があった者。
- ② 正当な理由がなく出席しない者。
- ③ 本校の秩序、風紀を乱し、倫理や常識に反した者。

- ④ 自由民主党以外の政党やそれに類する立場から、各級選挙に立候補した者。
- ⑤ 自由民主党の支部情勢を無視した行動で、県連及び本校に不利益を与えた者。
- ⑥ 前文に反する行為に及んだ者。
- ⑦ その他、学長が懲戒または除籍することが適切と認めた者。

第 6 章 ≪その他≫

第 19 条 本校生は、自由民主党、自由民主党沖縄県支部連合会、Okinawa 政治大学校一夢・志道場一、その他これらに類する名称を許可なく使用してはならない。

第 20 条 この学則に記載のない事項は、党則並びに県連規約、役員会の規定に準拠して、学長が決定する。

付 則

本学則は、平成 25 年 10 月 19 日より施行する。